

## 感染症対策への取り組み

令和4年3月22日改定

### 【新型コロナウイルス感染症対策に対する貸館規則の制定】

- 1、換気の状態
- 2、人の密度の状態
- 3、会合、イベント等の把握（不許可行為）
- 4、参加者の把握

### 【施設内での取り組み】

- 1、センター入口に手指消毒用アルコールを設置
- 2、非接触型体温計を管理室に常備して、検温できる体制をとる
- 3、センター内の換気を強化
- 4、トイレ設置のハンドドライヤーを使用中止
- 5、交流スペース使用後の清掃、貸出備品の消毒
- 6、共用部（多頻度で手に触れやすい扉や取っ手等）は定期的な清掃、消毒
- 7、2F 帆っとスペース、1F 情報コーナーの机、椅子の配置替え
- 8、受付場所での飛沫感染防止対策の実施（透明カーテン設置等）

### 【帆っとセンターを利用される方への取り組み】

- 1、マスク着用、手洗い・消毒、咳エチケット実施のお願い
- 2、発熱、風邪症状のある方や体調に不安のある方の来館は控えることの承諾
- 3、換気をお願い

※新型コロナウイルス感染症対策に対する貸館規則について「1、換気の状態」参照

- 4、貸館を大声での発声、歌唱や近接した距離での会話を伴わないものに限定する
- 5、貸館申請者（代表者）には、参加者の特定と必要な場合は名簿提出をお願いすることの承諾

### 【施設スタッフに対する取り組み】

- 1、マスクを着用して業務し、化粧室利用後、食事前の手洗い・消毒を励行する
- 2、毎日、就業前に検温し記録する
- 3、発熱等風邪症状がみられる時は、上司へ報告し、症状が改善するまで出社を控える
- 4、可能なかぎり時差勤務とする
- 5、多くの人が集まるイベントや行事等への参加を極力避ける